

仕 様 書

1 業務名

宝が池通 支障枝等撤去作業

2 業務目的

通行の支障となる枝葉や実生木等の撤去を行う。

3 履行期限

令和8年9月30日まで

4 履行場所

- ① 左京区松ヶ崎東池ノ内町（狐坂高架橋）
- ② 左京区松ヶ崎林山
- ③ 左京区岩倉幡枝町1239他 地先

5 業務範囲

別紙参照（箇所図、写真）

6 業務内容

- （1）対象範囲内（詳細は別紙写真のとおり）にある支障枝、実生木及び雑草（ツル植物含む）の撤去を行うこと。
 - ① 走行車線部（路側帯含む）で4.5mまでの枝（下垂枝を含む）、実生木、雑草を撤去。
 - ② 擁壁上のフェンス周囲にある支障枝、実生木及び雑草を撤去。
 - ③ 側溝内から生えている実生木及び雑草を撤去。※実生木を撤去する際は、出来るだけ地際で伐採すること。
- （2）着手前、施工中、完成後の写真を提出すること。

7 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

8 特記事項

- （1）作業に要する労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、

消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。

- (2) 業務に伴い発生した廃棄物は適正に処理するものとし、運搬費及び処分費は本業務に含む。
- (3) 通行車両等の安全を確保し、適切な規制のうえ作業すること。道路規制に伴う道路使用許可は、受注者において取得すること。
- (4) 作業実施者の安全管理は、受注者の責任において行うこと。
- (5) 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- (6) 問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。事故等により第三者や他の工作物に損害を与えた場合は、受注者の責任において対応すること